

平成22年度「財政指標」の公表

～市の財政健全化に向けて さらなる行財政改革に努めます～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成22年度決算の「財政の健全化判断比率」と「公営企業ごとの資金不足比率」の算定結果をお知らせするとともに、併せて「経常収支比率」の結果をお知らせします。

問い合わせ先
財政課財政係
☎2111（内線141）

1 財政の健全化判断比率

自治体の財政状況の健全化を判断する基準として、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標が設けられました。これらを総称して健全化判断比率といいます。

これらの比率は、監査委員による審査を受けた後、議会に報告し公表することになっています。

そして、国の示した早期健全化基準、財政再生基準に照らし、基準を超えた場合には、「財政健全化計画」または「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て速やかに公表することとされています。

平成22年度決算に基づく市の健全化判断比率の算定結果は、以下のとおりです。いずれの比率も早期健全化基準・財政再生基準を下回っていることをお知らせします。

「指宿市の健全化判断比率」

(単位：%)

指標の名称	指宿市の比率			早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
	H22年度決算に基づく比率	H21年度決算に基づく比率	増減			
実質赤字比率	—	—	—	12.96	20.00	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。
連結実質赤字比率	—	—	—	17.96	35.00	一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の特別会計を含めた、すべての会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。
実質公債費比率	13.9	15.7	△1.8	25.0	35.0	一般会計等が負担する地方債の元利償還金や準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、段階的に基準が設けられています。 18%以上…地方債発行に国や都道府県の許可が必要 25%以上…単独事業に係る起債が制限 35%以上…単独事業に加えて、一般公共事業も制限
将来負担比率	86.4	113.2	△26.8	350.0	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

※実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字ではないため「—」で表示しています。

【用語説明】

早期健全化基準……4指標のうち、1つでもこの基準を超えた団体は、自主的な努力により財政の健全化を図らなければなりません。その場合、「財政健全化計画」を策定し議会の議決を経て、市民に速やかに公表するとともに、財政状況を国・県に報告することが義務付けられています。

財政再生基準……将来負担比率を除く3指標のうち、1つでもこの基準を超えた団体は、国等の関与により再建を図ることになります。その場合、財政再生団体となり「財政再生計画」を策定し議会の議決を経て、市民に速やかに公表するとともに、総務大臣の承認を受けなければなりません。

標準財政規模……市税（都市計画税・入湯税を除く）や国から交付される普通交付税、各種譲与税、各種交付金等、年間に通常収入される経常的な一般財源の合計額です。

準元利償還金……公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金、一部事務組合や広域組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものです。

2 公営企業における資金不足比率

資金不足比率が経営健全化基準を超えると「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。水道事業をはじめ、温泉配給事業、唐船峡そうめん流し事業、公共下水道事業のすべての会計が黒字であったことから、数値なしとなりました。

3 経常収支比率

平成22年度決算に基づく経常収支比率は92.5%となり、前年度と比較すると2.2ポイント改善しました。しかしながら、県内19市でワースト第2位であり、依然として高い数値となっています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的な歳出に係る一般財源}}{\text{経常的な歳入に係る一般財源}} \times 100(\%)$$

〔指宿市の経常収支比率〕

(単位：%)

指 標	平成22年度数値	平成21年度数値	増 減
経常収支比率	92.5	94.7	△2.2

※改善した背景

表1・表2は、経常一般財源の歳入と歳出を表したものです。国からの普通交付税が5.3億円増加しているものの、臨時財政対策債の発行を4億円抑制したため、歳入自体は0.5億円の増加に留まったが、歳出費目において公債費や補助費等の経費を削減したことにより、結果として経常収支比率が改善しています。

(表1)

(単位：億円)

経常一般財源(歳入)	平成22年度	平成21年度	増 減
地 方 税	40.3	41.1	△ 0.8
地 方 譲 与 税	2.2	2.2	0.0
交 付 税	5.0	5.0	0.0
普 通 交 付 税	71.8	66.5	5.3
臨 時 財 政 対 策 債	4.0	8.0	△ 4.0
そ の 他	0.6	0.6	0.0
合 計	123.9	123.4	0.5

(表2)

(単位：億円)

経常一般財源(歳出)	平成22年度	平成21年度	増 減
人 件 費	37.4	37.5	△ 0.1
物 件 費	11.5	11.1	0.4
維 持 補 修 費	0.6	0.6	0.0
扶 助 費	10.5	10.2	0.3
補 助 費	11.4	12.1	△ 0.7
公 債 費	26.6	28.4	△ 1.8
そ の 他	16.6	17.0	△ 0.4
合 計	114.6	116.9	△ 2.3

【用語説明】

経常収支比率……税や地方交付税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費（借金の返済）などの経常的に支出する経費にどれくらい使っているかをみる比率のことで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなっているといえます。

臨時財政対策債……地方公共団体の一般財源不足を補てんする地方債です。

物件費……賃金、旅費、委託料、消耗品費などの経費です。

扶助費……社会保障制度や住民福祉の向上のために支給される福祉施策のための経費です。

4 結果とこれまでの取り組み

平成22年度決算では、行政改革大綱や第二次集中改革プランに基づき行財政改革に取り組んできたことや、国が平成21年度に引き続き緊急的に行った地方交付税や臨時交付金の臨時的な増額措置などにより、健全化判断比率および資金不足比率ともに基準をクリアしています。また経常収支比率も改善が図られ、一定の成果が表れています。

5 今後の課題

人口の減少、長引く景気低迷に伴う市税等収入の伸び悩み、合併後の財政支援措置等の終息、地方交付税の削減、少子高齢化に伴う社会保障費の増大など、依然として厳しい状況が続くと予想されます。今後も市の目指すべき将来都市像と将来目標を実現するため、行政の透明性、財源の確保、歳入に見合った歳出構造への転換、将来の財政負担に備えた基金造成に努めるなど、今まで以上に効率的な行財政運営に努める必要があります。今後とも市の財政状況をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。